

【表紙】	
【提出書類】	内部統制報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の5第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年7月31日
【会社名】	エア・ウォーター株式会社
【英訳名】	AIR WATER INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 千歳 喜弘
【最高財務責任者の役職氏名】	代表取締役 経理・財務統括責任者 唐渡 有
【本店の所在の場所】	大阪市北区大深町5番54号グラングリーン大阪南館パークタワー 13階
【縦覧に供する場所】	証券会員制法人札幌証券取引所 (札幌市中央区南一条西5丁目14番地の1) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

2023年6月23日に提出いたしました第23期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)内部統制報告書の記載事項に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき、内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

3 評価結果に関する事項

3 【訂正箇所】

「3. 訂正箇所及び訂正の内容」に記載しております。

1. 訂正の対象となる内部統制報告書の提出日

2023年6月23日

2. 訂正の理由

(1) 財務報告に係る内部統制の評価結果を訂正するに至った経緯

当社は、2025年7月、子会社である日本ヘリウム株式会社(以下「日本ヘリウム」という。)で在庫を巡る不適切会計処理(損失の先送り)を自主点検で発見しました。その後、社内調査を進める中で2025年9月、同じく子会社であるエア・ウォーター・エコロッカ株式会社(以下「エコロッカ」という。)、エア・ウォーター・メカトロニクス株式会社(以下「AWMX」という。)、及び当社プラントガス部でも在庫や貯蔵品等で不適切な会計処理(損失の先送り)を発見し、会計監査人による監査の実施過程でもこれらの会計処理に対し指摘を受けました。こうした状況を受け、当社は、社外の弁護士・公認会計士のサポートの下、社外監査役主導の社内調査を進めてきましたが、上記4案件において当社役職員の関与の可能性が生じるとともに、同様の事象が当社ならびに他の子会社にて発生していないか、さらに十分な調査が必要となったため、2025年10月9日、外部専門家で構成される特別調査委員会を設置いたしました。

その後、当社は特別調査委員会から2026年2月12日に調査報告書(2026年2月9日時点)、2026年3月31日に調査報告書、2026年6月19日に追加調査報告書を受領しました。その結果、売上又は利益目標の達成に対する当社経営トップによる過度なプレッシャーを背景に、当社並びに相当数の子会社及び関連会社において、在庫の過大計上、資産評価損の先送り、売上の過大計上及び先行計上、不要な取引先を介在させた売上の嵩上げ、引当金の計上回避、資産性のない支出の資産計上等、売上や利益を嵩上げする目的で、様々な手法による不適切な会計処理が広範に行われていることが発見されました。特に、エア・ウォーター防災株式会社(以下「AW防災」という。)においては、仕掛品の過大計上、売上の期間帰属の操作、原価付替による利益操作等の不適切な会計処理のほか、これらの不適切な会計処理を隠蔽するための証憑の偽造が行われていました。また、株式会社日本海水(以下「日本海水」という。)においては、工場設備の定期修繕費及び労務費の恣意的な固定資産計上、本来純額で表示すべき代理人取引における売上の総額表示、事業部間における原価付替等による不適切な会計処理(以下、調査報告書及び追加調査報告書で明らかになったこれらの事案を「本事案」という。)が行われておりました。

これに伴い、当社は過年度の有価証券報告書等の適正性について当社側での追加的な自主点検を実施いたしました。結果、本事案に関する不適切な会計処理の金額及び当社側の自主点検における追加検出事項等の影響を過年度に遡って訂正する必要があると判断し、2021年3月期から2025年3月期の有価証券報告書、2024年3月期第1四半期から2024年3月期第3四半期までの四半期報告書並びに2025年3月期中間期及び2026年3月期中間期の半期報告書について2026年7月31日に訂正報告書を提出いたしました。

当社において、本事案に関し調査報告書で判明した事実と原因分析に関する報告等を踏まえ、改めて財務報告に係る内部統制の再評価を実施し、その結果、本事案による不適切な会計処理には内部統制上の問題を多く含んでいることが明らかになりました。しかもその中には、不適切な処理であることを認識しながら意図的に行われたもの、取締役や執行役員、部門長などのマネジメント層(以下「マネジメント層」という。)を含む相当数の役職員の関与の下に行われたもの、経営トップであった元代表取締役会長(以下「元会長」という。)自らが指示又は容認していたと認定せざるを得ないものも含まれております。つまり、経営トップやマネジメント層、あ

るいは内部統制において重要な役割を担っている従業員である管理部門の責任者等も関与して、内部統制を無効化する態様で行われた不適切な会計処理も相当広範に見受けられ、単に形式的に内部統制を整備することによって、不適切な会計処理を防止又は発見・是正できないリスクが当社グループに存在しております。

このような内部統制の再評価の結果、当社及び一部の子会社における全社的な内部統制及び業務プロセスに係る内部統制に不備があったことを識別いたしました。当社は、これらの不備には財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、開示すべき重要な不備に該当するものが含まれると判断し、財務報告に係る内部統制の評価結果に関する事項を訂正することといたしました。

(2) 開示すべき重要な不備の内容

開示すべき重要な不備の内容については、「3. 訂正箇所及び訂正の内容」に記載のとおりです。

(3) 訂正の対象となる内部統制報告書に開示すべき重要な不備の記載がない理由

訂正の対象となる内部統制報告書における「2 評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項」について、基準日は適切であったと考えております。

全社的な内部統制の評価範囲の選定については適切であったと考えておりますが、マネジメント層が関与した不適切な会計処理に関するリスク評価が適切に実施されなかったことや、内部統制に関する重要な情報が円滑に当社内で伝達されなかったこと、経営者評価を行う人員リソース不足や人員の能力・経験不足等により、内部統制評価を有効に完結できる体制が整っていなかったこと等から、当社及び一部の子会社における全社的な内部統制の不備を検出できておりませんでした。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲の選定については各事業拠点の前連結会計年度の売上収益（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上収益の概ね3分の2に達している事業拠点を「重要な事業拠点」と選定しておりました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点も含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積もりや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しておりましたが、当該基準による選定の結果、各事業拠点の質的影響の重要性及び重要な虚偽表示の発生可能性を十分に考慮できていなかったため、本事業案に関する不適切な会計処理等を行っていた事業拠点の業務プロセスの一部は評価範囲に含めておらず、評価範囲の決定が適切ではありませんでした。また評価範囲に含められていた事業拠点の内部統制評価については上記記載のとおり、内部統制評価を有効に完結できる体制が整っていなかったこと等から、一部の子会社で生じていた不備を検出できておりませんでした。

これらの事実の判明が当事業年度の末日以降であったため、訂正の対象となる内部統制報告書の提出日においては、当該開示すべき重要な不備を把握することができず、2023年3月期の内部統制は有効と判断するに至り、訂正の対象となる内部統制報告書に開示すべき重要な不備を記載することができませんでした。

(4) 開示すべき重要な不備を是正するために実施された措置と是正の状況

本事業案に関する一連の開示すべき重要な不備は当事業年度末日後に発覚したため、当該不備を当事業年度末日までに是正することができませんでした。なお、当社ではこれら開示すべき重要な不備に対し、今後、「3. 訂正箇所及び訂正の内容」に記載した再発防止策を設定・実行し、適切な内部統制の整備・運用を図っていく予定ですが、本書提出日現在、これら開示すべき重要な不備の是正には至っておりません。

3. 訂正箇所及び訂正の内容

訂正箇所は_____を付して表示しております。

3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすものであり、開示すべき重要な不備に該当するため、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当社は、2025年7月、子会社である日本ヘリウム株式会社（以下「日本ヘリウム」という。）で在庫を巡る不適切会計処理（損失の先送り）を自主点検で発見しました。その後、社内調査を進める中で2025年9月、同じく子会社であるエア・ウォーター・エコロッカ株式会社（以下「エコロッカ」という。）、エア・ウォーター・メカトロニクス株式会社（以下「AWMX」という。）、及び当社プラントガス部でも在庫や貯蔵品等で不適切な会計処理（損失の先送り）を発見し、会計監査人による監査の実施過程でもこれらの会計処理に対し指摘を受けました。こうした状況を受け、当社は、社外の弁護士・公認会計士のサポートの下、社外監査役主導の社内調査を進めてきましたが、上記4案件において当社役職員の関与の可能性が生じるとともに、同様の事象が当社ならびに他の子会社にて発生していないか、さらに十分な調査が必要となったため、2025年10月9日、外部専門家で構成される特別調査委員会を設置いたしました。

その後、当社は特別調査委員会から2026年2月12日に調査報告書（2026年2月9日時点）、2026年3月31日に調査報告書、2026年6月19日に追加調査報告書を受領しました。その結果、売上又は利益目標の達成に対する当社経営トップによる過度なプレッシャーを背景に、当社並びに相当数の子会社及び関連会社（以下「グループ会社」という。）において、在庫の過大計上、資産評価損の先送り、売上の過大計上及び先行計上、不要な取引先を介在させた売上の嵩上げ、引当金の計上回避、資産性のない支出の資産計上等、売上や利益を嵩上げする目的で、様々な手法による不適切な会計処理が広範に行われていることが発見されました。特に、エア・ウォーター防災株式会社（以下「AW防災」という。）においては、仕掛品の過大計上、売上の期間帰属の操作、原価付替による利益操作等の不適切な会計処理のほか、これらの不適切な会計処理を隠蔽するための証憑の偽造が行われていました。また、株式会社日本海水（以下「日本海水」という。）においては、工場設備の定期修繕費及び労務費の恣意的な固定資産計上、本来純額で表示すべき代理人取引における売上の総額表示、事業部間における原価付替等による不適切な会計処理（以下、調査報告書及び追加調査報告書で明らかになったこれらの事案を「本事案」という。）が行われておりました。

これに伴い、当社は過年度の有価証券報告書等の適正性について当社側での追加的な自主点検を実施いたしました。結果、本事案に関する不適切な会計処理の金額及び当社側の自主点検における追加検出事項等の影響を過年度に遡って訂正する必要があると判断し、2021年3月期から2025年3月期の有価証券報告書、2024年3月期第1四半期から2024年3月期第3四半期までの四半期報告書並びに2025年3月期中間期及び2026年3月期中間期の半期報告書について訂正報告書を2026年7月31日に提出いたしました。

当社は、本事案に関し調査報告書で判明した事実と原因分析に関する報告等を踏まえ、改めて財務報告に係る内部統制の再評価を実施し、その結果、当社及び一部の子会社における全社的な内部統制及び業務プロセスに係る内部統制に不備があったことを識別いたしました。当社は、これらの不備には財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、開示すべき重要な不備に該当するものが含まれると判断し、財務報告に係る内部統制の評価結果に関する事項を訂正することといたしました。

本事案が生じた原因及び内部統制の不備として、以下を認識しております。

(1) 当社グループの組織風土や体制等

当社及び相当数のグループ会社において在庫の過大計上、資産評価損の先送り、売上の過大計上等様々な手法による不適切な会計処理が広範に行われており、内部統制に多くの問題が存在しております。

その中には、不適切な処理であることを認識しながら意図的に行われたもの、取締役や執行役員、部門長などのマネジメント層（以下「マネジメント層」という。）を含む相当数の役職員の関与の下に行われたもの、経営トップも自ら指示又は容認していたと認められるものも含まれております。つまり、経営トップやマネジメント層、あるいは内部統制において重要な役割を担っている従業員である管理部門の責任者等も関与して内部統制が無効化されておりました。内部統制が無効化されるまでの過程で以下のような全社的な内部統制の不備が存在していると評価しております。

<当社グループの組織風土や体制等と開示すべき重要な不備のマトリックス表>

	※1	CLC						FRCLC
		統制環境	リスクの評価と対応	統制活動	情報と伝達	モニタリング	ITへの対応	
(1)①	経営トップへの権力集中によるガバナンスの脆弱性	●						
(1)②	経営トップ自らの不適切な会計処理への関与及び経営トップへの付度による多数の役職員の不適切会計への関与によるガバナンス不全	●		●		●		
(1)③	経理室の人員不足による当社事業部門及び子会社管理の脆弱性	●	●	●		●		●
(1)④	内部監査室及び監査役会によるモニタリング機能の欠如	●	●	●	●	●		

※1 CLC：当社の全社的な内部統制

FRCLC：当社の全社レベルの決算・財務報告プロセスに係る内部統制

① 経営トップへの権力集中によるガバナンスの脆弱性

事業実態や事業環境の変化等を柔軟に加味しない硬直的かつ過度な業績目標がトップダウンで決定され、月次レベルでの厳格な予算管理が行われる中、予算未達や赤字決算に対しては元代表取締役会長（以下「元会長」という。）から強い態度で叱責を受ける等、相当強いプレッシャーを当社グループの役職員は日常的に受けておりました。さらに当社の取締役、執行役員及び部門長、並びに子会社社長及び取締役等の人事については、実質的な最終決裁権限を経営トップであった元会長が掌握しており、元会長への根回しによる事前相談を経たうえで、その意向に沿って指名・選任が行われておりました。また、取締役の報酬に関しても、指名・報酬委員会で審議・検討されることとされたものの、各取締役の個別的な報酬額の決定は元会長に一任されており、人事権と同様に元会長の強い影響力の背景となっておりました。このような経営トップの影響力が社内取締役の人事面や報酬面に強く及ぶ状況下においては、各社内取締役が独立した立場から、率直な意見や批判的見解を表明することは困難な状況でした。また社外取締役からコンプライアンスやガバナンスに関する留意点が示された場合でも業務執行に活かされることがなく、発言者によるフォローが十分に行われておりませんでした。結果として、取締役会が本来果たすべき経営トップに対する監視・牽制機能が十分に発揮されていない点、問題があっても指摘しにくい組織構造や慣行、役職員等の勤務評価の公平性の欠如、信頼性のある財務報告の作成のために必要なリソースの配置、信頼性のある財務報告を重視した財務報告の基本方針が明確に示せていない点に全社的な内部統制の不備があると評価しております。

② 経営トップ自らの不適切な会計処理への関与及び経営トップへの付度による多数の役職員の不適切会計への関与によるガバナンス不全

経営トップは、適正な業務執行を確保すべく、内部統制の構築・維持を含め、ガバナンス体制を自ら推し進めるべき立場にあります。しかし経営トップが不適切な会計処理を自ら指示又は容認していた行為や態度をマネジメント層を含む当社グループの役職員が認知したことで、不適切な会計処理を行ってでも当社グループの業績目標を達成することが経営トップの意向であるとの付度を生じさせ、不適切な会計処理を行うことはやむを得ないことだと正当化される空気が相当程度蔓延し、規範意識が相当鈍麻しておりました。その結果、事業部門内部（管轄下の子会社を含む。）（第1線）、経理部門等の当社管理部門（第2線）、及び当社内部監査部門（第3線）のいずれ

の段階でも内部統制が有効に機能していない（あるいは意図的に無視されている）というガバナンス不全に陥りました。内部統制の評価としては、信頼性のある財務報告を重視した財務報告の基本方針が明確に示せていない点、適切な経営理念や倫理規程に基づく社内制度の設計・運用ができていない点、問題があっても指摘しにくい組織構造や慣行といった全社的な内部統制における統制環境における不備、統制活動が業務全体にわたって誠実に実施されていないといった全社的な内部統制における統制活動における不備、日常的モニタリングが企業の業務活動に適切に組み込まれていない点、モニタリングの実施責任者は業務遂行を行うに足る十分な知識や能力を有する者が指名されていない点といった全社的な内部統制におけるモニタリングにおける不備があると評価しております。

③ 経理室の人員不足による当社事業部門及び子会社管理の脆弱性

当社グループの規模は拡大したものの、当社単体の従業員数は横ばいで推移し、グループ会社を管理する当社経理室の組織・人員は十分なレベルには達しておらず、業績拡大を目指したグループ会社の増加の勢いに管理体制が追い付いていない状況にありました。リソースの限界から子会社の経理処理等について主体的に時間をかけて点検することは困難であり、経理室が当社事業部門及び子会社に対して有効に監視・牽制を働かせる体制が整えられておらず、当社事業部門内や子会社内にも業績への関心から独立した立場で適正な業務執行を担保するための管理機能を備えられておりませんでした。結果として適切な専門知識を有する人材や信頼性のある財務報告の作成のために必要なリソースの確保といった全社レベルの決算・財務報告プロセス及び全社的な内部統制における統制環境に不備があると評価しております。また財務報告に重要な影響を及ぼす可能性のある変化に対するリスク再評価の仕組みといった全社的な内部統制におけるリスクの評価と対応、信頼性のある財務報告の作成に関する職務分掌の明確化といった全社的な内部統制における統制活動、モニタリング実施責任者の知識や能力の十分性、企業内外から伝達された内部統制に関する重要な情報への必要な是正措置、内部統制の不備に関する情報の適切なエスケーションといった全社的な内部統制におけるモニタリングにおいても不備があると評価しております。

④ 内部監査室及び監査役会によるモニタリング機能の欠如

適正な財務報告を含む当社グループのコンプライアンス遵守の要としての機能を期待されている内部監査室の責任者が、不適切な会計処理に関与し、しかも、会計監査人への発覚を回避する方法を積極的に検討している等の行為を行っておりました。また内部監査で検出された指摘事項が代表取締役あるいは監査役等に適時に共有され、速やかに是正される体制が整備されておりませんでした。その他、内部監査室は人員や能力面に限界があり、内部統制評価を有効に完結できる体制が整っておらず、例えば当社が内部の業務監査対象に含まれていない点や、内部統制評価をすべて有効とする評価結果が慣習化する等、本来あるべき内部統制評価を通じた評価対象への牽制が十分に機能しておりませんでした。

監査役会においても不適切な会計処理が行われるリスクに関しての積極的な議論や、内部監査室や会計監査人との間での監査結果や知見等の情報共有や連携が十分に行われておらず、財務報告とその内部統制に関して経営者への監督機能が十分に発揮されておりませんでした。

結果として、内部監査室及び監査役会は財務報告とその内部統制に関し経営者を適切に監督・監視できていなかった点や信頼性のある財務報告の作成のために必要なリソースの配置ができていなかった点といった全社的な内部統制における統制環境、企業内外の諸要因の財務報告への影響を適切に考慮できていなかった全社的な内部統制におけるリスクの評価と対応、統制活動が業務全体にわたって誠実に実施されていなかった点や検出事項への適切な対応がとられていなかった点といった全社的な内部統制における統制活動、内部統制に関する重要な情報の適切なエスケーションがなされていなかった情報と伝達、日常的モニタリングの有効性等に応じた独立的評価の範囲と頻度の調整やモニタリング実施責任者の知識や能力の十分性、企業内外から伝達された内部統制に関する重要な情報への必要な是正措置といった全社的な内部統制におけるモニタリングにおいて、不備があると評価しております。

(2) 不適切な会計処理事案

上記のような当社における全社的な内部統制の不備により様々な業務プロセスに係る内部統制が機能せず、複数の不適切な会計処理事案が生じました。不適切な会計処理事案と内部統制の不備の対応関係は以下の表のとおりです。

＜不適切な会計処理事案と開示すべき重要な不備のマトリックス表＞

※1	※2	CLC			子会社CLC		FRCLC		子会社FRCLC
		統制環境	リスクの評価と対応	モニタリング	統制環境	情報と伝達	会計方針	人材配置・能力	決算仕訳
(2)①	在庫の評価損計上漏れ	●	●	●					
	エコロッカの在庫過大計上	●	●	●	●	●			
	日本ヘリウムの在庫過大計上	●	●	●	●	●			
	AW防災の在庫過大計上	●	●	●	●	●			
(2)②	代理人取引・有償支給等の売上総額計上	●	●	●			●	●	
	二重商流の売上過大計上、売上先行計上等	●	●	●					
	エコロッカの売上過大計上	●	●	●	●	●			
	AW防災の進行基準売上及び工事売上の先行計上	●	●	●	●	●			
(2)③	連結範囲の決定						●	●	
(2)④	資産除去債務の計上漏れ						●	●	
(2)⑤	当社の資産計上要件を満たさない支出の資産計上	●	●	●			●	●	
	日本海水の資産計上要件を満たさない支出の資産計上	●	●	●	●	●	●	●	●
(2)⑥	固定資産減損計上漏れ	●	●	●					

※1	※2	子会社FRCLC		FRPLC		子会社FRPLC	PLC		
		会計方針	人材配置・能力	PKG承認	連結精算表承認	固定資産減損	販売	購買	棚卸資産
(2)①	在庫の評価損計上漏れ			●	●				
	エコロッカの在庫過大計上			●	●				
	日本ヘリウムの在庫過大計上			●	●				●
	AW防災の在庫過大計上			●	●			●	●
(2)②	代理人取引・有償支給等の売上総額計上	●	●	●	●				
	二重商流の売上過大計上、売上先行計上等			●	●				
	エコロッカの売上過大計上			●	●				
	AW防災の進行基準売上及び工事売上の先行計上			●	●		●	●	
(2)③	連結範囲の決定								
(2)④	資産除去債務の計上漏れ								
(2)⑤	当社の資産計上要件を満たさない支出の資産計上								
	日本海水の資産計上要件を満たさない支出の資産計上			●	●				
(2)⑥	固定資産減損計上漏れ		●	●	●	●			

※1 CLC：当社の全社的な内部統制

子会社CLC：子会社における全社的な内部統制

FRCLC：当社の全社的な決算・財務報告プロセスに係る内部統制

子会社FRCLC：子会社における全社的な決算・財務報告プロセスに係る内部統制

FRPLC：当社の決算・財務報告に関する業務プロセスに係る内部統制

子会社FRPLC：子会社における決算・財務報告に関する業務プロセスに係る内部統制

PLC：当社または子会社の業務プロセスに係る内部統制

※2 会計方針：会計方針の選択と適用

決算仕訳：決算仕訳の上位者による検証及び承認

PKG承認：当社経理室上位者による子会社連結パッケージの承認

連結精算表承認：当社経理室上位者による連結精算表の承認

① 在庫の不適切な会計処理

当社グループにおいて、棚卸資産の過大計上や評価損の計上漏れ、先送り等が行われておりました。例えば子会社である日本ヘリウムにおいて、不可避免的に発生する原材料のロスを損失計上せず、原材料を過大計上することで損失計上が先送りされていました。当該損失計上先送りは日本ヘリウム及び当社の相当数の役職員が認識しながらも、直ちに適切な会計処理が行われず、引き続き同様の不適切な会計処理が継続されておりました。

子会社であるエコロッカにおいても、実地棚卸を実施していなかったことによる在庫数量の差異の発生、在庫単価の過大評価による売上原価単価の過小評価、在庫払出の処理遅れによる在庫の過大計上、不適切な在庫補正による原価のマイナス処理、滞留又は不良在庫・貯蔵品等の評価損未計上等が行われておりました。また当該一連の不適切な会計処理が発覚した後も損失計上の先送りがなされていました。これらの不適切な会計処理の一部は当時のエコロッカの代表取締役社長や当社の元会長並びに当時の当社内部監査室長による関与があったと認識しております。

また同じく子会社であるAW防災においても、当時のAW防災常務取締役主導により見込み生産品に係る一時的な費用を管理するためのワークオーダーに関して発生した費用処理すべきものが仕掛品残高として資産計上されており、当該費用計上が先送りされていました。当時のAW防災代表取締役社長や当社の元会長、当時の当社経理部長に報告された後も直ちに適切な会計処理が行われず、引き続き同様の不適切な会計処理が継続されておりました。

これらの子会社あるいは当社の役員が関与した不適切な会計処理は子会社において信頼性のある財務報告作成の基礎となる企業文化の構築や親会社及び子会社内部の経営者への適時適切な情報伝達、必要な知識・スキルを持つ人員の配置が十分にできておらず、信頼性のある財務報告への真摯な姿勢等を明示した宣誓書が子会社社長から当社の経理室に提出されていたにもかかわらず、実態は信頼性のある財務報告がなされていなかったという全社的な内部統制における統制環境や情報と伝達に不備がありました。

上記の他、複数の当社グループの会社で在庫評価損の計上が漏れておりました。これは当社において信頼性のある財務報告作成の基礎となる企業文化をグループ全体に構築できていなかった点や、信頼性のある財務報告の作成に必要な知識やスキルの水準を定め、該当者を適切に配置できていなかった点、信頼性のある財務報告の作成のための総合的なリスク評価マネジメントの仕組みの不足、内部監査室による監査等のモニタリングの実施責任者に業務遂行に足る知識や能力を有する者が指名されていなかった点等の全社的な内部統制における統制環境、リスクの評価と対応、モニタリングが内部統制の不備に当たると評価しております。

また連結決算の過程で子会社から収集した財務情報の適切性、及びそれらの情報から作成された連結財務諸表の適切性にかかる経理室の承認が適切になされておらず、深度ある検証ができていなかったという決算・財務報告に関する業務プロセスも内部統制の不備に当たると評価しております。

日本ヘリウムにおいては原材料の実地棚卸を実施できていなかった点、及び過年度より棚卸明細を作成者以外の第三者が確認できていなかった点も棚卸資産プロセスにおける内部統制の不備に当たると評価しております。

AW防災においては一時的な費用を管理するためのワークオーダーを利用し、本来であれば費用が発生した案件で原価計上すべき金額を仕掛品残高として会計上の資産に計上できてしまった点、及びフロントシステムと会計システムの残高の一致確認ができていなかった点も購買及び棚卸資産プロセスにおける内部統制の不備に当たると評価しております。

② 売上の不適切な会計処理

当社グループにおいて、売上の先行計上、代理人取引の総額での売上計上、売上の過大計上等が行われておりました。例えばエコロッカにおいては預り在庫や寄託在庫、預り金に係る不適切な売上計上等、多数の売上に係る不適切な会計処理が行われておりました。AW防災においては進行基準案件や工事案件での売上先行計上が行われておりました。

これらの不適切な会計処理は上記①に記載の内容と同様の子会社の全社的な内部統制における統制環境及び情報と伝達に不備があると評価しております。

上記の他、複数の子会社で代理人取引や有償支給取引の売上高が総額で計上されておりました。これは取引の会計処理を検討する際に、取引を適切に分類して取引種類ごとに検討すべきところ、分類の粒度が適切ではなかったこと等を要因として、純額で計上すべき取引についても売上高を総額で計上していたものであります。内部統制の評価においては、上記①に記載の内容と同様の当社の全社的な内部統制における統制環境、リスクの評価と対応、モニタリング並びに決算・財務報告に関する業務プロセスの不備に加えて、当社グループの会計方針の選択にあたり、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していることを十分に検証できていなかった点や、会計処理を適切に判断するために適切な専門知識を有する人材を必要十分な程度に配置できていなかった点が当社及び一部の子会社の全社的な決算・財務報告プロセスに係る内部統制の不備にあたると評価しております。

また他の複数の子会社においては、当社グループ外の会社を介して同じ商流に二度入ることによる経済的実態のない売上の二重計上、売上高の先行計上や先送りなどが行われておりました。これは上記①に記載の内容と同様の当社の全社的な内部統制における統制環境、リスクの評価と対応、モニタリング並びに決算・財務報告に関する業務プロセスに不備があると評価しております。

AW防災における、進行基準案件や工事案件での売上先行計上においては、工事調達責任者は購入決裁書を、工事計画責任者は原価管理書を適切に承認できておらず、営業責任者は売上伝票を各証憑と照合した上で承認できていなかった点が販売及び購買プロセスにおける内部統制の不備に当たると評価しております。

③ 連結範囲の決定

特別調査委員会の調査により、非連結子会社を利用して当社単体及び連結の財務報告において利益を計上する複数の不適切な会計処理が行われていたことが判明したことを受け、全ての子会社を連結範囲に含めることとしました。

当社グループはIFRS本則の子会社の全部連結の原則に対し、IFRS概念フレームワークの「重要性」の考え方を援用して、一部の子会社を連結除外としておりました。しかし、M&A等による企業集団の拡大が進んだものの、経理室の人材が不十分であったこともあり、金額の重要性だけでなく質的基準も考慮した上で連結範囲を合理的に見直す等の会社ルールは十分に整備、運用されていませんでした。

これは当社グループの会計方針の選択にあたり、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していることを十分に検証できていなかった点や、連結範囲を適切に判断するために適切な専門知識を有する人材を必要十分な程度に配置できていなかった点といった全社的な決算・財務報告プロセスに内部統制の不備があると評価しております。

④ 資産除去債務の計上漏れ

当社及び複数の子会社で、プラント設備の撤去等の実績を踏まえた当社グループのルールの見直しが行われなかったことにより資産除去債務の計上が漏れておりました。これは上記③と同様の全社的な決算・財務報告プロセスに内部統制の不備があると評価しております。

⑤ 資産計上要件を満たさない支出の資産計上

当社において、収益的支出と判定すべき支出が資本的支出と判定され、資産計上要件を満たさない支出を資産計上する会計処理が行われておりました。これは支出に関して、収益的支出と資本的支出の区分に関するルールが明確化されていなかったことが原因の1つであると認識しており、不明確な運用が結果として業績の予算達成度合いを見て費用処理を回避することを可能としておりました。内部統制の評価としては、当社において信頼性のある財務報告作成の基礎となる企業文化を構築できなかった点や、信頼性のある財務報告の作成に必要な知識やスキル水準を定め、該当者を適切に配置できていなかった点や、信頼性のある財務報告の作成のための総合的なリスク評

価マネジメントの仕組みの不足、内部監査室による監査等のモニタリングの実施責任者に業務遂行に足る知識や能力を有する者が指名されていなかった点等が全社的な内部統制における統制環境、リスクの評価と対応、モニタリングが内部統制の不備に当たると評価していることに加え、上記③と同様の全社的な決算・財務報告プロセスに内部統制の不備があると評価しております。

また子会社である日本海水においても同様に資本的支出を判定するための明確なルールが存在しない中で、収益的支出や各工場の設備・安全グループの人員の労務費といった資産計上要件を満たさない支出を資産計上する会計処理が行われておりました。これは上記と同様に当社において信頼性のある財務報告作成の基礎となる企業文化をグループ全体に構築できなかった点等の全社的な内部統制における統制環境、リスクの評価と対応、モニタリング、並びに全社的な決算・財務報告プロセスに内部統制の不備があると評価しております。また連結決算の過程で子会社から収集した財務情報の適切性、及びそれらの情報から作成された連結財務諸表の適切性にかかる経理室の承認が適切になされておらず、深度ある検証ができていなかった点も決算・財務報告に関する業務プロセスにおける内部統制の不備に当たると評価しております。さらに日本海水においても信頼性のある財務報告作成の基礎となる企業文化の構築や親会社及び子会社内部の経営者への適時適切な情報伝達、必要な知識・スキルを持つ人員の配置が十分にできておらず、信頼性のある財務報告への真摯な姿勢等を明示した宣誓書が子会社社長から当社の経理室に提出されていたにもかかわらず、実態は信頼性のある財務報告がなされていなかったという全社的な内部統制における統制環境や情報と伝達に不備があり、また上位者による検証が不十分なまま決算仕訳が承認されていたという全社的な決算・財務報告プロセスに内部統制の不備がありました。

⑥ 固定資産減損計上漏れ

日本海水、株式会社日本海水TTS荏田パワー（以下「荏田パワー」という。）、並びにエア・ウォーター小名浜バイオマス電力株式会社（以下「小名浜バイオマス電力」という。）において、固定資産の減損計上要否の検討が適切に行われておらず、減損の計上が漏れておりました。内部統制の評価としては上記⑤と同様の当社における全社的な内部統制及び全社的な決算・財務報告プロセスに内部統制の不備があると評価しております。また日本海水、荏田パワー並びに小名浜バイオマス電力において会計処理を適切に判断するために適切な専門知識を有する人材を必要十分な程度に配置できていなかったという全社的な決算・財務報告プロセスに不備があった他、固定資産の減損計上要否の検討の際に当社グループの会計方針に沿った検討ができていなかった点が決算・財務報告に関する業務プロセスに係る内部統制の不備にあたると評価しております。

これらの全社的な内部統制、業務プロセス、並びに決算・財務報告プロセスに係る内部統制の不備は財務報告に重要な影響を及ぼすことから、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

上記事実は当事業年度末日後に発覚したため、当該不備を当事業年度末日までに是正することができませんでした。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、これらの開示すべき重要な不備を是正するために、特別調査委員会からの指摘・提言も踏まえ、以下の再発防止策を講じることにより、適正な内部統制の整備及び運用を図ってまいります。

不適切な事象又は事案	再発防止策
<u>(1)①経営トップへの権力集中によるガバナンスの脆弱性</u>	<u>コンプライアンスを最重視し、「健全で風通しがよく、正しい行動を促す」企業風土に向けた抜本的改革に取り組みます。具体的には代表取締役による会社改革に向けた覚悟の表明及び浸透を行い、組織の役割や管掌とその責任を明確化し報告プロセスを再構築するとともに、経営トップやマネジメント層のコンプライアンス意識の向上及び強化を図り、コンプライアンス最重視の継続的発信を行います。</u> <u>また適切な業績目標の設定と過度の業績プレッシャーの排除や取締役会の監督機能の強化、指名・報酬委員会の役割強化も取り組み、役職員の勤務評価については合議制での評価を採用し、透明性を確保します。</u> <u>信頼性のある財務報告作成のために必要なリソースの配置については「(1)③経理室の人員不足による当社事業部門及び子会社管理の脆弱性」に対する再発防止策と同様です。</u>
<u>(1)②経営トップ自らの不適切な会計処理への関与及び経営トップへの付度による多数の役職員の不適切会計への関与によるガバナンス不全</u>	<u>経営トップやマネジメント層に対して企業倫理マネジメントの研修を定着化させ、グループの全従業員に対して職業倫理及び会計リテラシーに関する継続的な教育研修を行い、倫理や会計リテラシーに係る教育及び研修の抜本強化を図ります。また内部通報制度の窓口として独立性を担保する社外窓口や社外監査役窓口の設置を行い運用体制の強化を図るとともに、内部通報制度が組織を守る行為であるという理解の浸透に取り組みます。</u> <u>さらに子会社を含む当社グループ全体の業務運営及び内部統制の有効性を含むコンプライアンス・ガバナンスに関する重要性について改めて取締役会で議論して認識を共有し、取締役研修を行うと同時に、グループ全体を俯瞰した内部統制を再構築し、グループ全体のコンプライアンスやガバナンスに関する情報が毎月取締役会に提供されるようにし、検出された不正や不正リスクに対しての事実調査や問題点の把握、再発防止策の策定と実行、定期的なモニタリング等を行います。</u>
<u>(1)③経理室の人員不足による当社事業部門及び子会社管理の脆弱性</u>	<u>当社事業部門及び子会社に対する管理・牽制機能を強化するため、財務・経理に精通した担当役員を設置します。また会計及び開示実務に関する十分な知識・経験を有する人材の配置や増員を行い、分掌・承認・牽制が整備された業務プロセスを再構築し、本社・子会社間の経理部門の連携・対話を充実させ、事業理解に基づく適正な会計処理を実現できる体制を構築します。</u> <u>さらに連結決算及び開示実務の最終責任組織並びに財務報告に係る内部統制の要であるとの意識の徹底的な浸透を図るとともに、十分な会計知識への継続的な教育及び研修に取り組みます。</u>

不適切な事象又は事案	再発防止策
(1)④内部監査室及び監査役会によるモニタリング機能の欠如	<u>内部監査業務を適切に遂行できる十分な知識及び経験を有する人材の配置や増員を行うとともに、外部専門家のサポートを得ることで不足分を補いつつ、同時にその知見を内部監査室員に蓄積させます。またモニタリング・監督に資する役割の明確化とその周知徹底を図り、内部監査や内部通報等を通じて顕在化したリスク要因や不備事項の検証及び評価、並びに関連組織への速やかな情報共有を行います。加えて内部監査室メンバーに対して教育や研修を行い、監査役や会計監査人との連携を強化することで、内部監査機能の強化を図ります。</u> <u>監査役会においてはリスクベースに基づく監査計画の見直しや監査補助者の設置及び社内情報の収集と課題抽出作業の補助機能の拡充、外部の不正・会計専門家の活用による監査役会の体制・機能の強化を図ります。また主体的な情報収集を行い、リスク兆候の早期発見を行うとともに、リスク変化を踏まえた深度あるリスクベースの監査を行い、内部監査部門及び会計監査人との連携強化を図ることで、監査役会の監査機能の強化を図ります。</u>
(2)①在庫の不適切な会計処理 (2)②売上の不適切な会計処理	<u>上記の当社における全社的な内部統制の不備に対する再発防止策に加えて、当社グループにおけるルールの整備・周知・浸透を図る一環として、経理に関連する規程など重要なプロセスを明確にルール化する目的で規程の改定を行います。また当社経理室と子会社経理部門との連携を強化する目的で定期的な会議を行い、当社経理室が子会社の事業内容や取引実態を踏まえた会計処理の妥当性を確認できる体制を構築します。</u> <u>子会社の全社的な内部統制の不備に対する再発防止策として全グループ会社に向けた経営トップ・マネジメント層によるコンプライアンス最重視の継続的な発信と同時にグループ全社従業員との直接対話による意思の共有を図り、従業員のコンプライアンス意識の向上や心理的安全性が確保された組織作り、誰もが互いを尊重し合い、自由闊達に意見を言える風土の醸成に努めます。</u> <u>また、子会社において規程類の整備や業務フローの整備並びに運用改善の徹底を図るとともに、上場企業の子会社として適切な会計業務を行うにあたり、十分な知識及び経験を有する人材の配置や増員を行い、業務処理や会計処理に関する現場への教育及び研修により会計リテラシーの向上を図り、在庫及び売上管理等の不適切な会計処理がされうる領域の定期的な妥当性検証とモニタリングを行うことで、グループ全体を俯瞰した内部統制の再構築を図ります。</u> <u>日本ヘリウムの在庫過大計上に対しては実地棚卸を定期的に実施し、在庫明細の適切性について作成者以外の第三者による確認を行うことで改善を図ります。</u> <u>AW防災の在庫過大計上に対しては、会計システムとフロントシステムの残高の一致の確認を行い、また実在する受注取引に紐づかない発注行為を禁止することで改善を図ります。</u> <u>AW防災の進行基準売上の先行計上に対しては工事に不要な原材料等の発注行為を禁止し、その他の工事売上の先行計上に対しては管理部門が工事完了の根拠証憑を顧客から入手し、また新たに工事原価の適切性を確認する部署を設置し、当該部門が外注先から注文請書を回収することで改善に取り組みます。</u>

不適切な事象又は事案	再発防止策
(2)③連結範囲の決定 (2)④資産除去債務の計上漏れ (2)⑤資産計上要件を満たさない支出の資産計上	当社グループにおけるルールを整備・周知・浸透を図る一環として、経理に関連する規程など重要なプロセスを明確にルール化する目的で規程の改定を行います。また当社経理室と子会社経理部門との連携を強化する目的で定期的な会議を行い、当社経理室が子会社の事業内容や取引実態を踏まえた会計処理の妥当性を確認できる体制を構築します。加えてグループの全従業員に対する職業倫理と会計リテラシーに関する継続的教育研修を実施し、当社グループのルールの周知及び当社グループ全体の会計リテラシーの向上を図ると同時に、当社経理室メンバーに対しては連結決算及び開示実務の最終責任組織並びに財務報告に係る内部統制の要であるとの意識の徹底的な浸透を図り、十分な会計知識への継続的な教育及び研修を行います。また、会計及び開示実務に関する十分な知識及び経験を有する人材の配置や増員を行い、十分な子会社管理リソースを確保した上で、本社と子会社間の経理部門の連携及び対話を充実させ、事業理解に基づく適正な会計処理を実現できる体制を構築します。 また、日本海水において規程類の整備や業務フローの整備並びに運用改善の徹底を図るとともに、上場企業の子会社として適切な会計業務を行うにあたり、十分な知識及び経験を有する人材の配置や増員を行い、業務処理や会計処理に関する現場への教育及び研修により会計リテラシーの向上を図るとともに当社グループの会計方針に沿った会計処理を行える体制を構築し、固定資産の計上等の不適切な会計処理がされうる領域の定期的な妥当性検証とモニタリングを行うことで、内部統制の再構築を図ります。

以 上